

玉名市運賃協議分科会の新設 及び規約の制定について

運賃協議分科会（案）について

令和5年10月に道路運送法が改正されたことにより、運賃等の協議を行う際は、道路運送法第9条第4項で規定する協議会において協議を行うこととなった。本市は、令和5年9月末までは、路線バス（市街地循環線・県北病院線）の運賃については「玉名市地域公共交通会議」で協議していたが、今後は玉名市地域公共交通会議の下部組織として「運賃協議分科会」を新設したい。
なお、設置規約は別紙（案）のとおりとしたい。

～令和5年9月末まで（改正前）

玉名市地域公共交通会議において協議

【根拠法令】

（旧）道路運送法 9条4項

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

（旧）施行規則 9条の2

法第9条第4項の協議が調ったときとは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。



令和5年10月1日以降～（改正後）

公聴会等の開催＋

玉名市運賃協議分科会において協議

【根拠法令】

（新）道路運送法 9条4項

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者

（新）道路運送法 9条5項

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

※通常の運賃改定及び「無料の日」実施時などに分科会を開催する予定です。